

医療法人 昭和会 昭和会病院 指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所

1(事業の目的)

医療法人 昭和会 昭和会病院が経営する昭和会病院指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定

2(運営の方針)

- (1) 事業所の従業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人昭和会 昭和会病院 指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 長崎市東山手町6番51号(昭和会病院1F)
- (3) 介護保険指定番号 長崎県 4270101118
- (4) 電話番号 095－824－0340

4(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたるものとする。また、管理者は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- (2) 医師 (1名)
指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供する際に、利用者の健康状態を把握し、利用が可能であるかの判断を行う。
- (3) 理学療法士(2名)・作業療法士(1名)・言語聴覚士(1名)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- (4) 看護職員 (2名)
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
- (5) 介護職員 (12名)
介護職員は指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたる。

5(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (12/31～1/3を除く)
- (2) 営業時間 8:45～17:30

6(指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用人員)

事業所の利用定員は、1日 60名

7(指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

- (1) 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
①入浴サービス ②給食サービス ③相談・援助等の生活指導、レクリエーション ④日常動作訓練 ⑤運動機能向上
⑥栄養改善 ⑦口腔機能向上 ⑧健康チェック ⑨送迎
- (2) 事業所は前項の支払を受ける額のほか、(介護予防)通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられる費用を実費として利用者から受け取るものとする。
- (3) 事業者は、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、長崎市(旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く)の区域とする。

9(サービスの利用にあたっての留意事項)

利用者は(介護予防)通所リハビリテーションの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 初回利用時には、健康保険証、健康手帳(医療受給証)を持参する。
- (2) 通所期間中に住所や保険証等の内容に変更が生じた場合には速やかに連絡する。
- (3) 事業所内への貴重品や食べ物の持込の禁止。
- (4) サービス利用の際は、日常動作訓練の差し障りのない服装をこころがける。
- (5) その他管理者が定めること

10(衛生管理等)

当事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。